

令和 7 (2025) 年度栃木県スポーツ未実施者層向け
ライドプランの企画・発信業務仕様書

1. 業務名

令和 7 (2025) 年度栃木県スポーツ未実施者層向けライドプランの企画・発信業務

2. 業務目的

本県が実施した令和 6 (2024) 年度県政世論調査によると、本県成人の 20 歳以上の週 1 日以上のスポーツ実施率は 58.0%となっており、4 割はほとんどスポーツをしていないとい推定されている。このため県では、スポーツが生活に身近なものであり、簡単に取り組めるものであるという意識を県民に浸透させていきたいと考えている。

自転車健康増進に役立っている移動手段であることに注目し、県民が通勤・通学以外のシーンでも日常的にサイクリングに親しめるように、本県のサイクルモデルルートを活用したライドプランを企画・発信することにより、県民がスポーツを自然と生活に取り込むことができるきっかけを作る。

3. 委託期間

契約締結の日から令和 8 (2026) 年 3 月 25 日 (水) まで

4. 用語の定義

ライドプラン	サイクリングのルートや道中の立ち寄りスポット、走行距離や所要時間を提案するプランのことを示す。本事業では、サイクリングを日常生活に取り入れるガイドラインとして役立つプランを企画する。
スポーツ未実施者層	本県が実施する県政世論調査において、週 1 回以上の運動・スポーツを行っていない者として分類される人々を示す。
サイクルモデルルート	官民の関係者等で構成される協議会において設定される複数の市町に跨がる広域的なルートのことで、先進的なサイクリング環境（自転車の走行環境、サイクリストの受入環境、沿線の魅力づくり）が整備されている。本県では、ナス 1（県北地域）、おにハチ（県東地域）、ワタ 8（県南地域）、ルート NIKKO（県西地域）及び 4 つのルート間を結ぶ連携ルートがあり、本仕様書においては本県の 4 つのルート及び連携ルートを示す。

5. 業務内容

以下の業務を一括して行うものとする。

(1) スポーツ未実施者層向けライドプランの造成

造成にあたっては以下の条件を満たすこと。

- ターゲット層
スポーツ未実施者層（特に、30代女性、50代男性等）を対象とし、スポーツ未実施者層の具体的な属性についても提案すること。
- 造成本数
栃木県サイクルモデルルートの各地域（県北、県東、県南、県西）あたり2本以上
- ルート
各プランにおいて栃木県サイクルモデルルートの一部を使用すること。なお、幼い子を連れて走行する場合等、設定したターゲット層特有の事情がある場合にはこの限りではない。
- 走行距離
既存のサイクリングイベントで初心者向けとされている走行距離を上限とする。
- 所用時間
半日を上限とする。
- 自転車の調達
ターゲット層は自転車を保有していない、または自転車をプランの発着地まで運搬できない可能性があることから、発着地において自転車を調達できるようにすること。
- プラン内容
 - ・サイクリング以外の要素を行程に必ず取り入れること（例：飲食、観光スポット、体験プログラム、親子で遊べるスポット、商業施設など）
 - ・サイクリング以外の要素の提案にあたっては、プランを設定する市町の地域資源や、サイクリングと連携している既存のサービスを優先して取り入れること。
 - ・幼い子を連れて走行する場合等、設定したターゲット層特有の事情がある場合は、その事情に配慮した工夫を取り入れること。
 - ・走行距離、所要時間、コンセプトに偏りがないようにすること。
 - ・プラン内容については、受注者が企画し、(2)において示す試走を実施し、発注者と調整の上、最終決定とする。

(2) モニターによる造成プランの試走

(1)で造成したプランの試走について、モニターを募りプランごとにそれぞれ1回以上実施すること。なお、試走の内容については以下のとおりとする。

(ア)開催時期

プラン造成後随時（盛夏などサイクリングに適さない時期は避けること）

(イ)参加者数

プランごとに10名以上

(ウ)参加者要件

各プランのターゲットに近似する者(試走の内容紹介や感想を情報発信できる者、情報拡散力がある者であれば、なお望ましい)。

(エ)受益者負担

試走の実施にあたっては参加者が負担すべき経費を明確にし、負担金を徴収する仕組みを講ずること。なお、当該負担金は受注者の事業実施にあたり必要な収入として計上し、県へ納入する必要はない。

(オ)試走結果の分析

試走参加者に対しアンケートを実施し、結果の分析を行うこと。また、分析結果を反映させたプランの磨き上げを行うこと。

(カ)人員・物品の手配

受注者において試走に必要な人員や物品等について手配し、走行中の安全対策を万全に行うこと。

(3) 広告宣伝業務

(ア)プラン完成後、利用につながる工夫を施した効果的な広告宣伝を行うこと。

(イ)造成プランの全体像及び各プランを紹介する資料(チラシ形式・カラー刷)を作成すること。掲載内容・サイズ・デザインなどは提案によるものとし、作成枚数は、受注者が配架する数に発注者配架分として各資料 500 枚ずつを加えるものとする。印刷や配架に係る経費(運搬料や手数料等)は契約金額に含むものとする。

(ウ)(ア)(イ)以外の広告宣伝手法を、ターゲットを明確に示し、見込める効果等の理由とともに提案すること(例：サイネージ広告、SNS 広告、ランディングページ設置、ポスター掲示、商業施設での広告など)。

(エ)(ウ)にあたり WEB を活用する場合は当課が保有する以下のホームページや SNS との連携を図ることができるものとする。なお、このうち「ぐるとちホームページ」は本業務と並行してリニューアル予定であることから、リニューアル作業との調整を図ること。

ぐるとちホームページ <https://gurutochi-cycling.com/>

ぐるとち Instagram <https://www.instagram.com/gurutochi/>

ぐるとち X <https://x.com/gurutochi>

(オ)本事業は宝くじ収益金充当事業であることから、広告宣伝にあたってはC I (クーちゃん)を使用し宝くじの収益金の使途を広くに周知すること。

(4) 事業実施報告書作成業務

(1)(2)(3)の実施状況をまとめた事業実施報告書を作成し、令和 8 (2026)年 3 月 25 日(水)までに発注者へ提出すること。

6. 成果品

本業務に関する納入成果品は、以下のとおりとする。

- 事業実施報告書(データ 1 式及び印刷したもの 1 部)
- 各打ち合わせの議事録(各打ち合わせの終了後、速やかに作成し発注者と共有すること。データのみで可。)
- 造成プランの全体像及び各プランを紹介する資料 (データ 1 式及び受注者配架分は配架場所へ納入、発注者分各資料 500 部はスポーツ振興課に納入)
- 本事業に使用したデザインデータ一式(PDF ファイルと AI ファイル)
※付随する独自フォント及びアウトライン化前後のデータを含む。

7. 成果品等の帰属

本業務で履行した内容は、成果品及び業務中に作成を行ったデータ等の著作権は、原則、発注者に帰属するものとする。なお、著作権を発注者へ帰属できないものは、発注者と協議の上で決定するものとする。

8. 予算

5,170,330 円(消費税を含む)を上限とする。

9. 実施スケジュール(予定)

- | | |
|---------------|--------------------|
| ● 業務委託の契約 | 令和 7 (2025) 年 6 月 |
| ● ライドプラン(案)造成 | 令和 7 (2025) 年 8 月 |
| ● モニターによる試走 | 令和 7 (2025) 年 9 月 |
| ● 広告宣伝資料等制作 | 令和 7 (2025) 年 12 月 |
| ● 事業実施報告書の提出 | 令和 8 (2026) 年 3 月 |
| ● 請求・支払い | 令和 8 (2026) 年 4 月 |

10. 支払い

業務完了後一括払い

11. 守秘義務

受注者は、本業務の実施により知ることができた情報については守秘義務を負い、これを他人に漏らしてはならない。業務完了後においても同様とする。また、発注者から貸与されたすべての資料は承諾を受けずに複製、譲渡・貸与、公表及び利用してはならない。

12. その他留意事項

(1) 本仕様書に記載のない事項については受注者と発注者で協議の上、決定する。受注者

は業務を円滑に実施するため、必要に応じて随時協議の場を設けるとともに、業務発注後の発注者からの指示については真摯に対応すること。

- (2) 受注者は詳細事項及び内容に疑義が生じた場合、並びに業務上重要な事項の選定については、あらかじめ発注者と打ち合わせを行い、その指示または承認を受けること。
- (3) 本事業を実施するにあたり、許可等が必要な場合は受注者が手続きを行い、許可等を受けること。また、許可申請等に必要な経費は契約金額に含むものとする。
- (4) 本事業の一部を契約者以外の第三者に委託する場合には、書面により発注者の承諾を得ること。

13. 担当所属及び問合せ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 - 1 - 20

栃木県生活文化スポーツ部スポーツ振興課

電話 028-623-3416 電子メール sports-shogai@pref.tochigi.lg.jp